第五号中「第13の9」を「第12の9」に、「第13の1」を「第12の1」に改める。

第五号の二中「第14の1」を「第13の1」に改める。

第六号イ中「第15の1」を「第14の1」に改め、同号ロ中「第15の14」を「第14の14」に改める。

第七号を次のように改める。

七　指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)　指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2)　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)　指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4)　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

ロ　介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算（Ⅴ）（第八号ロにおいて「医療連携体制加算（Ⅴ）」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)　当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2)　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3)　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

第七号の次に次の一号を加える。

八　外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)　指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2)　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4)　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

ロ　医療連携体制加算（Ⅴ）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2)　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3)　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

○厚生労働省告示第百八十五号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号のイの(1)中「七百九十三単位」を「七百九十九単位」に改め、同イの(2)中「七百七十三単位」を「七百七十九単位」に改め、同号のロ中「八百八十二単位」を「八百八十九単位」に、「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改め、同号のハ中「共同生活介護」を「共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助に限る。）」に、「九百五十一単位」を「九百五十八単位」に改める。

○厚生労働省告示第百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1の1のイの(1)中「965単位」を「972単位」に、同イの(2)中「906単位」を「913単位」に、同イの(3)中「848単位」を「854単位」に、同イの(4)中「791単位」を「797単位」に、同イの(5)中「770単位」を「776単位」に、同イの(6)中「750単位」を「756単位」に、同イの(7)中「729単位」を「734単位」に改め、同1のロの(1)中「1,206単位」を「1,215単位」に、同ロの(2)中「1,061単位」を「1,069単位」に、同ロの(3)中「976単位」を「983単位」に、同ロの(4)中「889単位」を「896単位」に改め、同1のハの(1)中「1,138単位」を「1,147単位」に、同ハの(2)中「863単位」を「870単位」に、同ハの(3)中「789単位」を「795単位」に改め、同1のニの(1)中「616単位」を「622単位」に、同ニの(2)中「451単位」を「455単位」に、同ニの(3)中「363単位」を「366単位」に改め、同1のホの(1)中「1,587単位」を「1,599単位」に、同ホの(2)中「813単位」を「819単位」に、同ホの(3)中「689単位」を「694単位」に改め、同1の注5中「274単位」を「276単位」に改める。

別表第2の1のイ中「329単位」を「332単位」に改め、同1のロ中「440単位」を「443単位」に改める。